



学校

## 閉校式・開校式のお知らせ

### 「寒川第一・笠松・川原河小学校」 閉校式のお知らせ

令和6年3月に閉校する寒川第一・笠松・川原河小学校の閉校式を次の日程で執り行いますので、地域の皆様もご参加ください。

#### 寒川第一小学校

- 日時：令和6年3月26日（火）10:00から
- 場所：寒川第一小学校体育館

#### 笠松小学校

- 日時：令和6年3月27日（水）10:00から
- 場所：笠松小学校体育館

#### 川原河小学校

- 日時：令和6年3月28日（木）10:00から
- 場所：川原河小学校体育館

※閉校式・開校式に関して詳しくは、下記までお問合せください。

お問合せ 教育課 ☎22-8816 FAX:24-0154 Mail:kyouiku@town.hidakagawa.lg.jp

### 「美山小学校」 開校式のお知らせ

令和6年4月に開校する美山小学校の開校式を次の日程で執り行いますので、地域の皆様もご参加ください。

#### 美山小学校

- 日時：令和6年4月5日（金）10:00から
- 場所：美山小学校体育館



福祉

## 令和5年度日高川町福祉バス・ タクシー券をお持ちの方へ

現在、交付を受けられている対象者要件（障害者手帳の所持状況や、自動車運転免許証の取得状況）に変更がない方は、令和6年度も申請により交付を受けることができます。

交付を希望される方は、令和6年3月21日（木）から

[注意事項] 現在お持ちの令和5年度の券（水色）の有効期限は、令和6年3月31日（日）までとなっていますのでお早めにご利用ください。

お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎23-9505 / 寒川出張所 ☎58-0001



随時受付をしますので、下記のいずれかの窓口で申請してください。

また、お電話での申請も可能となりましたので、下記のいずれかの窓口までご連絡ください。その際に、必要事項を聞き取りさせていただきます。



募金

## 「令和6年能登半島地震災害義援金」の 送金（第1回）について

募金額840,107円（1月末時点のお預かり分）

皆様の温かい善意に対しまして厚くお礼申し上げます。

義援金は定期的に集計し、和歌山県を通じて被災自治体へ届けさせていただきます。

お問合せ 総務課 ☎22-1700



暮らしの情報

## 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業 日高川町スマイルアッププラス応援商品券事業について

日高川町では、エネルギー・食料品等の価格高騰の影響を受けている住民の生活への影響および町内商工業の緊急経済対策のため、下記のとおり「日高川町スマイルアッププラス応援商品券」を交付します。

### スマイルアッププラス応援商品券

町民1人につき5,000円分の商品券（500円券×10枚）を交付。

- 交付対象者：基準日（令和5年12月1日）に町内に住所を有する方
- 交付時期について：2月末頃に、商品券を郵送（簡易書留）によりお届けします。
- 取扱店について：商品券発送時に一覧表を同封いたします。
- 商品券有効期間：令和6年3月1日（金）～令和6年8月31日（土）

商品券の取扱店一覧表等の情報はこちら▶



お問合せ 日高川町商工会 ☎23-3434 / 企画政策課 ☎22-2041

## 令和6年3月1日から 戸籍謄本等の請求が便利になります ～戸籍証明書等の広域交付～



### 広域交付制度開始

- ①本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口で請求できます。
- ②ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。



### 広域交付で戸籍謄本等を 請求できる方

本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）、直系卑属（子、孫など）の戸籍謄本等を請求できます。



### 広域交付制度のポイント

- 戸籍謄本等を請求できる方が、市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります。（郵送や代理人による請求はできません。）
- 窓口にお越しの方の顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）の提示が必要です。
- コンピュータ化されていない一部の戸籍は請求できません。

お問合せ 住民課 ☎22-1701

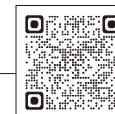
## マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます

引越す際に手続が必要な転出届は、マイナポータルを通じてオンラインによる提出が可能です。このサービスを利用される方は、転出にあたり役場への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをされる方がご利用いた

けます。ご自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続が必要です。



お問合せ 住民課 ☎22-1701